

第1回（仮称）帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会 議事録

日時：平成27年7月6日（月）18：30～20：15

場所：帯広市役所10階 第5B会議室

出席委員（10名）

佐藤 英晶 会長	曾我 修己 副会長	松崎 拓郎 副会長	桑田 睦子 委員
池田 知子 委員	内山 信美 委員	佐野 つや子 委員	山田 敏彦 委員
久保 竹雄 委員	松田 安巨 委員		

オブザーバー（1名）

佐藤 英治 氏（公益社団法人 北海道ろうあ連盟 副理事長）

帯広市事務局（6名）

中島 剛 保健福祉部長	野原 隆美 企画調整監	稲葉 利行 障害福祉課長
鳥本 貴敬 課長補佐	曾我 紀子 専任手話通訳者	畠山 初美 専任手話通訳者

傍聴者（3名）

報道関係者 3名

1 開会

2 帯広市保健福祉部長挨拶

手話に関する条例の制定に係る検討会委員にご就任いただき誠にありがとうございます。今から2年前、日本で初めて鳥取県が手話条例を制定して以来、全国的にも、また、北海道でも手話条例に対する関心が高まっており、帯広市議会では、国に対して手話言語法の制定を求める意見書を全会一致で可決しましたし、また、一般質問では、手話条例の検討を求める質問が行われた経緯などもあります。

そうした中、昨年2月20日、今日お見えの北海道ろうあ連盟の佐藤副理事長を講師にお招きして開催された手話の学習会において、私たちも参加させていただいて、帯広ろう者協会の皆さん方と一緒に手話について理解を深めたことがあります。佐藤副理事長のお話の中で、私にとって大変印象的だったことは、聴覚に障害がある人にとって、手話の歴史が厳しいものであったことであり、言語としての手話について理解を深めていくことがとても大切だと気付かせていただいた記憶があります。その後、桑田委員に講師になっていただいて、市民大学講座で手話を紹介していただいたこともありました。当時の勉強会の内容も踏まえて、当事者である帯広ろう者協会においても検討が行われましたし、私共市役所でも情報収集、研究を重ねてきたところ、本年2月、帯広市長へ

条例制定に関する要望書が提出され、市長が前向きに検討するとお約束したことを具体的に進めるため、本日の検討会において、協議を始めようとするものであります。

障害を理由とする差別があってはならないことは当然のことではありますが、障害がある人も障害がない人も共に地域で暮らす人同士として、お互いを尊重し合い、暮らしていける環境づくりを大切にしていかなければならないと考えています。そのことは障害者基本法にも障害者総合支援法にも書かれていることではありますが、相互理解を深めるためには、コミュニケーションがとても重要であり、言語としての手話に対する理解を図りながら、人に優しく、人が優しい地域を築き上げるため、皆さんと共に条例の制定に向けた検討を行って参りたいと考えております。お忙しい皆さんには、大変恐縮ではありますが、お時間を割いて、お力添えをいただき、共に生きる社会の実現の一助としていきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

3 委員自己紹介

各委員から自己紹介を行った。

4 議題

(1) 正副会長の選出について

会長には佐藤英晶委員が、副会長には曾我修己委員と松崎拓郎委員がそれぞれ選出された。

(2) 検討スケジュールについて

検討スケジュール（案）のとおり進めることを確認した。

(3) 日本におけるろう者、手話の歴史

〔講師：公益社団法人 北海道ろうあ連盟 副理事長 佐藤 英治 氏〕

いろいろ講演してきたが、このテーマでやるのは初めてなので、同じろうあ者同士でもわからないことが多いと思います。私は、石狩市の条例をつくる検討会のメンバーでもありました。条例施行から1年後の今年6月に、石狩市は手話に関するパンフレットを作成し、これを使って手話を教えています。教えるようになって初めて気がつくことがあります。何かというと、他の障害者の場合は見たら障害を持っているということがわかります。でも、ろうあ者の場合は、すぐに見てわかるでしょうか。一般の健常者の方はわからないと思います。話しかけてみて振り向かないということで、どうして気が付かないんだろう、おかしいなあということで初めて聞こえないのではないかとわかると思います。ですから、石狩市で手話を広めるときに、だれが手話がわかる人なのかかわからない、手話サークルで活動している人はお互いに聞こえない人、手話がわかる人というのがわかるが、一般市民の場合は、だれが手話を

使える人なのかということがわからない。そのために、新しくマークを作りました。少しでも手話が使える人には、この「手話でつながるいしかり」というマークを付けてもらうようにしました。このパンフレットは帯広の検討会の皆さんにも読んでいただきたいし、また、このマークを見ていただきたいので、後日、ろうあ連盟から送付したいと思います。次回の検討会で配付していただき、少しでも手話が使える人がいたら、このマークをつけていただき、ろうあ者がそれを見たら安心して話しかけられると思います。石狩市ではこの 1 年間で、上手いか下手かは関係なく、手話を習おうとした人は 1,500 人になりました。少しずつ手話が広がっています。石狩市長も手話でお話できますし、市議会議員の半分は手話ができます。検討会が終わった後、しばらくして石狩市役所に行ったときに、何か変わったなど実感しました。それは、受付で少し下手でも手話を使ってくれるようになったことです。そうすると、受け取る雰囲気の違いです。帯広も頑張れば石狩と同じようにできるのではないかと思います。

全国で手話条例を制定した自治体が 18 あります。驚いたことは明石市の市長が手話の検定 2 級を持っているということです。市長は手話を使ってスムーズにお話することができます。条例を検討中の自治体は、帯広も入れて全国で 19 あります。これからもっと増えると予想されます。日本で早く手話言語法をつくってほしいという意見書を全国の 99.2% の自治体の議会が出しています。残りは、14 自治体で、北海道の場合は、十勝管内の 1 自治体だけが、まだ意見書を提出していません。そこが出すと北海道は 100% となります。その自治体にろうあ者がいないということで進んでいませんでしたが、5~6 回関係者に要請してやっと意見書の採択に向けて、今動き始めたところです。

次に、ろうあ者に関する歴史についてお話します。ろうあ者の歴史は手話の歴史と同じですが、始まりは、明治以前にろうあ者が存在していましたが、ろうあ者の集団はつくられていませんでした。集団がなければろうあ協会もありませんでした。話をする相手がいまないので、明治以前は手話というものはありませんでした。ただ、皆さんも日曜日の夜の 8 時から、NHK のテレビでご覧になっている方がいらっしゃると思いますが、大河ドラマ「花燃ゆ」の中で吉田松陰の弟、杉敏三郎がいます。テレビで手を動かしていますが、皆さんご存知でしょうか。あの身振り手振りは、何とか理解はできますが、手話になっていません。つまり別の言い方をすると、あれは手話ではなく身振りといっていると思います。身振りでもコミュニケーションはとれます。私が初めて見てびっくりしたのは、テレビを見て、もし、手話を使っていたなら、時代の背景がおかしいことになります。江戸時代のときに手話があったわけではないのに、手話を使っていたらおかしいですが、やはり NHK もろうあ者の関係者に会って、その時代に手話があったのか、なかったのかきちんと調べ、手話がなかったということを知ったうえで、ドラマをつくっているのではないかと、さすがだと思いました。江戸時代は手話はないのです。

初めてろうあ者が手話をつくったのは、京都においてです。明治11年に京都で盲人とろうあ者の一緒の学校である「京都盲啞院」が設立されました。盲学校と聾学校が一緒になっているのが多いのは、このためだと思われます。目の見えない盲生が17人、ろうあ生が31人。この時から手話があったかという、まだ手話にはなっていませんでした。昔は聾学校では手話ではなくて「手真似」という言い方をしていました。手話という言い方をするようになったのはずっと後です。

昭和初期にかけて聾学校の教育方法は、口話教育に転換していきました。口話教育というのは、相手の口の動きや形を目で見て、しゃべっていることを読み取る訓練をするものであり、また、発声の訓練をするものです。この口話教育は歴史の中で長い間続きました。実際に口話教育の方法で、本当に成功した例はないと思います。例えば生まれつきのろうあ者に発声訓練をして、発声が身に付くかという、それはなかなか困難です。例えば小学校の1年生くらいまで聞こえていた子供が、その後聞こえなくなったという場合と、生まれつき耳が聞こえない子どもの場合と、もう少し大きくなって大人に近くなってから聞こえなくなった人では、発声は全く違います。私は4歳まで聞こえていました。高熱が原因で、4歳で聞こえなくなりましたので、一般的にはある程度、母親の話を聞いて育った年齢です。私は記憶はないですが、4歳まで母親の話を耳で聞いて生活していたと思います。ことばを獲得してから耳が聞こえなくなった人と、生まれつきのろうあ者とは同じようにはいきません。また、ろうの方は、学校の先生から手真似はいけませんよと言われました。「日本語を覚えるためには何にもならない、マイナスになってしまうので」と言われませんでしたか。私の場合は、小学校と中学校は一般の学校に行きましたので、聾学校に入ったのは高校1年生からの3年間です。最初に言われたことは、「手真似はダメですよ」でした。なぜかという「日本語を身につけるのが遅くなるから」と言われました。しかし、実際どうかという、いろいろなことを調べていくと、口話教育が取り入れられた理由は、聞こえる人たちにあわせた生き方をろう者に強制するためだったということです。一般の健常者の中で圧倒的にろうあ者の数が少ないです。1億2千万人の国民の中で、30万人しかろうあ者はいません。そうすると聞こえる人の方が多いので、聞こえる大多数の人に聞こえないろうあ者があわせるような教育が行われたわけです。しかし、それで成功した例はないと思います。学校の中で先生は手話を使いませんので、ろうあ者だけが集まった時は、手話で話をします。

身振りと手話の区別について、石狩市の検討会できかれたことをまとめてあります。石狩市の市役所の職員の方から、「手話は身振りと同じですか」という質問を受けました。身振りと手話は全く別のものです。耳の聞こえる人とろうあ者のどちらにも共通に通じるのが身振りです。ろうあ者も一般の方も通じる身振りはたくさんあります。例えば「OK」という手の表現は、一般の方も使いますし、ろうあ者にも通じます。職場で皆で飲みに行こうと誘う時に、「飲む」という身振りも通じます。食べ物ということで、口元に食べ物を持っていく仕草、車を運転している仕草、ろうあ者も一般の

方も同じくお互いに通じあうものが身振りといいます。最近、ろうあ者も一般の方も国際的に通じる身振りが流行っています。何だかわかりますか。これです「おもてなし」です。あれは身振りとして国際的にも日本の中でもとても広がっています。ろうあ者も見てわかります。身振りと手話の区別は「語彙」にあります。運転する動作は身振りだと一つの表現になりますが、手話の場合はどうなるかという、運転する動作だけではなく、トラックという手話、タクシーという手話、車の種類がいろいろありますが、手話の場合は、車の種類によっていろいろな表現をすることができます。語彙が多いからです。しかし、身振りだとハンドルを動かし運転する動作だけになります。そのような違いが身振りと手話の区別です。

身振りの場合は、一般的には頭を下げてうなずきますが、ろうあ者の場合は、うなずくのを見て今のはOKなんだなとわかりますが、否定の場合は、首を振るとするのはろうあ者の場合も一般の人の場合も通じると思います。身振りと手話の違いは、単語の意味を区別できるだけの語彙数を持っているか、それとも持っていないかの違いだと思います。

次です。聾学校では、手話を教えていませんでした。手話を使ったら手をたたかれました。または後ろに手をやりなさいと言われました。場合によっては廊下に立たされる場合もあります。バケツに水を入れて持たせて手を使えないようにします。昔のろう学校でのことですが、手は使わないで口でしゃべる訓練をしていました。それが成功した例は実際はないのです。生まれた時から聞こえない人や小さい時に聞こえなくなった人は、話すことはできません。そういう意味で、口話教育で成功した例は今までないのです。聾学校で手話を教えていなかったために、全国各地の聾学校の子どもたちが使う手話は、それぞればらばらで、共通したものはありません。

まず、手話の歴史について考えますと。昭和44年に「手話の採録」第1巻が発行されました。どうして作ったかという、聾学校では手話を教えていなかったために、自分たちで手話の本を作って全国に広めようという目的があって、共通手話をつくらうということで始まりました。もう一つは、大阪弁があるように、手話にも地域ごとに方言があります。標準手話と方言である地域の手話の2つをわかるようにするために作りました。これを作り始めて、市民に手話講習会を開いて、手話を広めた時に一番反発したのがどこかという、聾学校なんです。学校で手話を教えてないわけです。一般の社会で手話を広めるのはやめてほしいという訴えがありました。実際にこの事業を始めた際に、手話講習会はとても人気がありました。だいたい定員50人のところ、申込みがそれを超えるほど多かったです。お断りする場合もありました。手話講習会を受けられない市民が聾学校に行って手話を教えてくださいという電話で、対応に困る状況が起きました。手話を教えられないなんてとんでもないという状況になってびっくりしたわけです。

手話の歴史とその経過です。この時に一つ問題になった単語があるのです。「早い」という手話はどうでしょうか。語源は何だと思えますか。手話には一つずつそれが成

り立った意味があります。意味がない手話はありません。昔からどうして作られたのかという意味がつけられています。「早い」という手話の場合は、「光陰矢のごとし」という諺があります。鉄砲と矢と比べたら、鉄砲の場合は目に見えないような速さで、矢の場合は目に見えますよね。それを考えて作ったように手話には作られた理由があって、語源があります。そういうことを知っている方は少ないと思います。ろうあ者自身も語源を勉強されたいかと思えます。この「早い」という手話は「矢」の意味です。聾学校は口話教育をしてきました。その中でどうして口話教育が失敗したかという、今まで成功した例はないということ、ろう者に日本語の読み書きを身に付けて欲しいということで、口話教育をしていました。それは結果的に読み書きの練習に時間を割いてしまったために、逆に読み書きが不十分になってしまったという結果を招きました。一番私が困ったのは、まず先生の言うことが聞こえないので、何を教わっているのかがわかりません。隣にも生徒がいて、隣の生徒が声で読みますね、指でなぞりながら読みます。そうするとなぞっている指のところを目で追いながら、そこを読んでいるんだなということが理解できますが、ここを読んでいるということを目で理解できても、文字の読み方がわからない。だから漢字が出てきてしまうと、漢字の読み方が何と読んでいるのかがわからなく、今でも勉強を続けなければいけない、学生時代に十分理解することができなかったという弊害が起きています。このように聞こえないということでの理解が足りなかった時代があったと思います。このようなこともあって今の子どもたちは帯広聾学校や札幌聾学校、旭川などにも聾学校がありますが、最近やっと手話を取り入れた教育を始めており、始めようとしているところです。これからのろうの子どもの未来は明るいと思います。

ただ、問題があります。問題は聾学校の先生自身が、手話のわかる先生というのが、とても少ないということです。先生が手話がわからないと、子どもに手話で授業を教えるということが難しいですよ。大学で教員免許を取る際に、手話が必修科目として取り入れられているわけではないので、手話が分からないまま教員免許を取った先生が聾学校などに赴任することが起きています。手話を身に付けている先生が30%ぐらいで、それ以外の70%の先生は手話がわからず、どのような方法で教えているのかわかりませんが、それが今の聾学校の現状です。

2つ目の問題は、聾学校の子どもの数が減っています。子どもの数が減っているということは、手話を使ってコミュニケーションをする相手が減っているということになります。昔、札幌聾学校については、100人から200人ぐらいの生徒がいました。子ども同士で手話でコミュニケーションをとっていました。しかし今、生徒数が減っています。一般の聞こえる人たちに、どうやって手話を広げるかも問題があります。石狩市の場合は、小中学校の子どもの頃から、子ども達に手話の学習時間をつくってもらい、ろうあ者の講師を学校に派遣して手話の学習をやっています。先ほど紹介した石狩市が作った手話のパンフですが、こちらはあとで皆さんに配りますが、小学校の5年生、6年生向けにつくったパンフレットです。小さい時に是非手話を身につけて欲しい

いということです。大人になってからも将来役に立ちます。そのようなねらいがあります。

また、手話は言語であるという考え方が確立したのは、昔からではありません。つい最近のことです。手話が言語と認められるようになったのは、本当に最近のことです。これまでは手話は言語という考え方は正式にはありませんでした。日本語を身につける、手話も言語だから身につける、ろうあ者の場合はどちらも必要。ほかの障害者の方も要約筆記を使用するが、手話と何が違うかという、要約筆記は日本語の言語を基にした通訳方法です。車いすを使う方や視覚障害者の方が話す言語は日本語です。ろうあ者の場合は、日本語も知らないといけません、手話という言語も持っています。それぞれの言語を身につけないとコミュニケーションが十分に通じないということです。明治から最近までの間については、手話は手真似という言い方をしてきた時代が長くありました。手真似というのは正しい言い方ではありません。聾学校では手真似という言い方は今はもうなくなっています。もう死語です。長い間、口話教育で苦勞した今成人のろうあ者、帯広でいえば年代が 40 歳から 70、80 歳代の方々と思います。この方々の場合は、日本語を身につけることが学校の中で遅れたまま、社会に出て行かなければいけないという状況で、今過ごしている方々です。そうすると、口話の読み取りが難しくなります。ろうあ者同士でも読み取りが難しくなります。相手が何を表しているかが、使う方は分かるけれど、十分に内容がつかめないということが生じます。つまり、十分に教育を受けられなかったために、日本語をきちんと身につけられなかったからです。日本語を身につけていれば、手話は下手でもお互いにコミュニケーションとしては成り立ちます。このような意味で、日本語を身につけるといのは大切ですが、日本語をしっかり身につけた場合は、一般の人たちが使う手話が仮に下手でも、言った意味は理解できます。ですから、日本語も手話もどちらも身につけてほしいと言っているわけです。手話通訳者が一番分かると思います。通訳の現場に行って、年配の人が話す手話がなかなか通じないという場合があると思います。その場合は、手話通訳をしても年配のろうあ者には、標準的な手話で表現をしても相手に伝わらないということがあると思います。こういう場合には、ろうあ者の中で手話を身振りなどで正しく表現できる人やろうあ者相談員などの支援も借りて、その年配の方に言いたいことを伝えてもらう必要があります。これは長い間の口話教育の失敗の責任がそこにあると思います。ですからこれからは、手話を言語として認めて、聾学校の先生もきちんと手話を身につけたうえで、学校での教育を行ってほしい。そうしないと子どものためにならないということです。

1997 年にとっても厚い「日本語－手話辞典」というものが発行されました。どのくらい載っていたか忘れましたが、今は約 1 万語以上の手話の単語が収録されています。皆さんの場合も辞典に載っている手話を日常生活の中で全て身につけて使っているわけではありません。私もそうです。1 万語全ての手話を身につけないとコミュニケーションができないというわけではありません。日本語も同じですよ。日本語の辞典に

どのくらいの数の日本語が収録されているかわかりませんが、多分、日本人の皆さんは、辞書に載っている単語の半分も覚えていないと思います。でも会話はできますよね。手話も同じです。手話もある程度の日常的に使用する単語を覚えていれば、お互いにコミュニケーションができます。ですので、帯広の市民に手話を広めるということが大切だというのは、手話は難しいものではないということを知ってもらい、手話が上手にならなくても身振りを交えてもいいので、とにかく表現をして相手に伝えようという気持ちを持っていただくことがとても大切です。そうすると、コミュニケーションをとろうとするろうあ者の相手の方は、とても安心します。

手話条例をつくるに当たって、一番考えてもらいたいと思うことは、石狩市の例から申しますと、石狩市民の中にはまだまだ手話に対する偏見というのが実際にはあります。その偏見をなくするためには、ろうあ者が使う言語が手話であるということを今広げていますけれども、はじめはやはり抵抗がありました。「身振りと同じではないか」ですとか、「日本語を読み書きできないから手話を使っているのではないか」とか、そのような偏見を持たれていました。それを少しずつ変えていくということが必要で、そのきっかけとなったことは何だと思いますか。今、手話を覚え、広めていただくのに一番早いのは小学校です。大人よりも小学生の方が、理解するのが早いです。石狩市長のお孫さんが手話を覚えるのが早かったんです。はじめは市長の方が早かったんですが、だんだんとお孫さんの方が覚えが早くて、市長に「へたくそ」と言っているようです。実際にその様子を聞くと、そのお孫さんは手話を覚えるが、吸収がとても早かったです。ですので、小学校の頃に手話を身につけると、しばらく手話から離れていても、また必要になった時に思い出すのには時間がそうかからずに思い出すことができるというわけです。そうすると将来的には手話が広がっていくわけです。帯広も小学校、中学校で手話がこれからも広がっていくといいと思います。石狩市が一番力を入れているところもその部分です。ですので、石狩のろう者協会の会長さんは今とても忙しい状況です。会長さんはいろいろな学校に日々出向いて手話を教えていると伺っています。これから帯広のろうあ者も忙しくなりますよ。このように小中学校の子どもさんたちに手話を教えるということを大切に考えていただきたいと思います。また、一般の市民の方は、手話ができないということではなくて、手話を使って表現してみるとということが当たり前という考え方になっていただければと思います。自分が手話を使えないという場合は、筆談でも身振りでも最初は何でも構いませんので、ろうあ者に気持ちを伝えようという姿勢が大切だと思います。私聞こえませんが言っても今はなかなか書いてくれる人さえも少ないです。皆さん面倒臭がることは多いですよ。そのような社会のままではやはり困ります。今お話ししたような面が、条例がスタートすることで変わっていくというところが、条例制定の良い面だと思います。昔は小さい頃は、ろうあ者同士で手話で話すことは、なかなか聞こえる人の前では遠慮してできませんでしたよね。少し前までは社会にそのような偏見がまだまだありましたよね。今手話のことについてもっと宣伝をして、この条例の取組みをきっかけと

して、偏見をなくすことができればと思います。「手話の認知は、ろう者も社会の一員であり、共生社会への認知の第一歩」石狩市の例をお話しいたしました。新得町でも取組みをされています。名寄市でも取組みが進んでいます。それぞれの地域事情はやはり異なりますが、ただ、手話を言語として認めるということで、環境を変えていくという考え方は、どちらの自治体も共通しているところです。やり方については、そのまちにあった良いやり方を決めればいいんだと思います。今のことを帯広市の方にもお願いをして、お話を終わりたいと思います。

<質疑応答>

A委員：手話は万国共通だというようなお話を聞いたことがあるが、手話は世界中にいろいろ通じる言語なのかということが1点と、フラダンスには言葉があるということを知ったことがあるが、フラダンスの言葉と手話の言語には関係があるのかといことの2点をお聞きしたい。

講師：1点目の国際的に共通なのかということについては、日本語があるようにアメリカには英語があり、世界各地にそれぞれの言葉があります。それと同じように手話もまた、それぞれの国々で違います。でも、困ることはろう者同士が国際的に集まって会議を開くときに困ることがあります。ですから、会議用の手話というのをつくっています。それは会議に参加して身につけた人でないとできませんが、国際手話といいます。

2点目のフラダンスとの関わりについては、私もよくわかりません。フラダンスには意味があるということで見ただけではありますが、具体的に手話との関わりがあるかどうかは、私にはちょっとわかりません。

B委員：手話の国際通訳というのはないのか。例えばアメリカの手話を日本語に訳した手話というのはないのか。

講師：アメリカの手話を日本語にかえるという通訳者は少ないです。例えば国際会議の場合は、国際手話を全員覚えているわけではなく、半分ぐらい覚えている人や全く分からない人などいろいろな人が参加します。そうなる困るので、国際会議の場合は、横に並んで、後ろに日本の手話通訳者、隣にアメリカの手話通訳者、ドイツの手話通訳者というように後ろにそれぞれの国の通訳者が並びます。自分の通じる通訳者の方を見て読み取ったりしています。

C委員：これから手話を広げる検討会を進めるに当たって、ろう者と中途失聴者など、聴覚障害者の区別というのは、していった方が良いのか、それとも同じと考えて進めていった方がいいのか。今までの条例の例でどうか。

講師：手話としてまとめて欲しいです。要約筆記は手話の要約ではなく、日本語の要約です。要約筆記の件は石狩市の検討会のときに取り上げられ、要約筆記の代表者もそこに参加していました。手話はわからない方です。手話条例を

つくるときに、要約筆記も条例の中に入れて欲しいという提案がありました。

しかし、要約筆記は日本語の要約なので、手話という言語の要約ではないということで、反対しました。何回かの検討会の中でやっと要約の人たちに通じました。福祉の立場で考えると要約筆記も実際必要ですが、そういうふうに整理をしてきたわけです。難聴者といっても要約筆記が面倒で、手話を身につけてきた人もいます。もう年なので、手話を覚えるのが大変だから要約筆記がいいという人もいます。皆さんまちまちです。どちらも必要であり、その方にあった支援を考える必要があります。一番大切なことはというと、帯広市には聴覚に障害があって手帳を持たれる方が 800 人ほどいます。その中に実際に手話を使う人は何人くらいいますか。多めに見ても 100 人くらいいると思います。その中でろう者協会に入っていない人もいますが、その方を含めて手話を使う人は 100 くらいいると思います。残りの 700 人の方はどうしていますか。手帳が 6 級かまたは聾学校を出ていなくて聞こえる学校に通った後、社会に出てから聞こえなくなった人もいますよね。そういう人たちは手話を全く身につけていないわけです。一般の社会の中に入って孤立してしまっている人たちもいます。聴覚に障害があっても一般の学校に行って聾学校に行かない例もあります。そういう人たちのために条例が必要だと思います。北海道には聴覚障害の手帳を持っている人が 25,000 人くらいいて、そのうち手話と関わっている人が 5,000 人くらいいます。残りの人たちがどうしているのかというと、それは大切な問題です。石狩の条例ができて、新聞を見て、手話を覚えたいという聞こえない人たちもいました。今までどうやって生活していたのか、聾学校も行っていない、聞こえない人たちとの付き合いもない、そういう人たちがこれから手話を身につけていくためにも条例が必要だと思います。ちょっと話はそれますが、私も手話と関わったのは 16 歳のときからです。それまでの間は、聞こえないのは自分だけだと思って成長してきました。16 歳になって初めて自分と同じ仲間がいることが分かりました。そういう人たちがほかにもいるかもしれないと思っています。

(4) アンケートの実施方法及び内容について

事務局より資料（5～6 ページ）に基づき説明した。

<質疑応答>

B 委員：募集対象者の中に一般市民がいるが、これはホームページを通して、自発的に答えてもらうということか。何人くらい予想されるか。

事務局：やってみないとわからないというところが正直なところで、予算をかけて無作為抽出により返信封筒を入れて実施する方法もあるが、今回はホームページにより予算をかけずに実施する方法を考えている。

B委員：アンケートの内容からいうと、一般市民のほかの民生委員、手話フェスティバル参加者などは、手話の意識が高いから集計結果はすごく良い方に出ると思うから、一般市民の回答が大切になると思うが。

事務局：そもそも関心のない方が、このアンケートに答えてくれるかと考えると難しい面もあり、関心のある方ばかりが答えてくれることも考えられるが、募集方法で何か提案があればお聞かせいただきたい。

佐藤オブザーバー：参考例としてお話しするが、本州のある市で予算のない中、ボランティアの協力を得て、駅前ではアンケート用紙を配布し回収していたところがあったと聞いている。

C委員：市役所に来庁した市民の方に配布してはどうか。

D委員：自由記載欄があると「条例の名前はやわらかいものにしては」などと意見がもらえるのでは。数値で集計できない部分だが聞いてみてはどうか。

事務局：いただいたご意見は参考とさせていただきます。

A委員：このアンケートは、何を期待するものなのか。

事務局：もし、手話があまり知られていないという結果が出たならば、手話を使いやすい環境づくりを進める必要があるということに改めて認識することができる。また、手話に関心を持っていただくという周知効果も見込めると考える。

(5) 次回検討会の開催日程について

事務局より、帯広聾学校は、道内に7つある聾学校の中でも、10年ほど前から積極的に授業に手話を取り入れており、手話のできる先生が他の学校よりも多くいる学校であることから、視察を行いたい旨説明のうえ、日程については別途調整し、連絡することを確認した。

5 その他

特になかった。

6 閉会